

入間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第4号）

1 経緯

入間市教育委員会では、令和5年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に基づき、学校運営協議会を設置することとなる。協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職としての任用となることから、本条例により、委員の報酬額及び費用弁償額を規定するもの。

2 改正内容

(1) 学校運営協議会の委員の報酬額を次のとおり定める。

職名		区別	金額
学校運営協議会	委員	日額	2,500円

(2) 学校運営協議会の委員の費用弁償の額を次のとおり定める。

職名	費用弁償額 1日（1回）
学校運営協議会委員	1,000円

3 施行日 令和5年4月1日